

○宮崎大学大学院教育学研究科規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成17年2月2日 平成18年2月22日
平成19年2月21日 平成20年3月20日
平成20年7月2日 平成23年8月3日
平成26年3月5日 平成26年5月21日
平成28年7月6日 令和2年2月19日
令和2年6月15日 令和3年3月18日

第1章 研究科の趣旨及び専攻等

(趣旨)

第1条 宮崎大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）及び宮崎大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻)

第2条 研究科に、教育組織として、次の専攻及びコースを置く。

教職実践開発専攻 教職実践高度化コース
教科領域指導力高度化コース
特別支援教育コース

第2章 教職実践開発専攻（専門職学位課程）

(専攻の目的)

第3条 教職実践開発専攻（以下「本専攻」という。）は専門職学位課程の教職大学院であり、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、実践的な指導力・展開力を備えた新人教員の養成、現職教員を対象に地域や学校において指導的役割を果たし得る人材の養成を目的とする。

(教育課程の編成)

第4条 前条の目的を達成するため、本専攻は、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 本専攻において開設する授業科目のうち、「学校における実習」等の教育実習の内容、実施体制及び評価等の必要な事項については、別に定める。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第5条 授業科目、単位数及び履修方法は、宮崎大学大学院教育学研究科履修細則に定めるところによる。

(教育方法等)

第6条 本専攻の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

2 本専攻においては、その目的を達し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査フィールドワーク又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の

適切な方法により授業を行うなど適切に配慮する。

(専攻の標準修業年限)

第7条 本専攻の標準修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合には、在学期間を1年以上2年未満にすることができる。在学期間については、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合には、学生の履修上の区分に応じて、2年を超える長期在学を認めることができる。長期在学については、別に定める。

(教育課程の長期履修)

第8条 教育方法の特例による修学を希望する現職教員等の学生が、前条に規定する標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の受け入れについて必要な事項は、別に定める。

(特例による教育方法)

第9条 規則第70条の2第3項に定める特例による教育方法に関する必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

第10条 学生の教育・履修及び課題研究を指導するため、指導教員を置く。

2 学生の教育・履修及び課題研究の指導方法については、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第11条 本専攻においては、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目等の届出)

第12条 学生は、研究題目及び履修科目を毎年4月中旬までに指導教員と相談の上、選定し、その科目を担当する教員の承諾を得て研究科長に届け出なければならない。

2 本専攻においては、学生が1年間にわたって履修できる単位数の上限を43単位とする。

3 長期在学を認められた学生が、1年間にわたって履修できる単位は、学部及び大学院開講科目のうち43単位を上限とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第13条 本専攻は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(以下「FD」という。)を実施するものとする。

2 FDに関する必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が本専攻の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て研究科長

が、本専攻の修了要件として定める 10 単位を超えない範囲で本専攻の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に定めるものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 15 条 教育上有益と認めるときは、学生が本専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）のうち 14 単位までを、研究科委員会の議を経て研究科長が、本専攻に入学した後の本専攻における各コースの指定科目及び自由選択科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(課程の修了要件)

第 16 条 課程の修了要件は、本専攻に 2 年（在学期間の短縮を認められた者については 1 年以上 2 年未満、また長期在学を認められた者にあつては 3 年又は 4 年）以上在学し、48 単位以上（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る 10 単位以上を含む。）を修得することとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、本専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、6 単位を超えない範囲で、前項に規定する「教育実習」のうち「学校における実習」単位の一部を免除することができる。
- 3 前項の単位免除については、別に定める。

(在学期間の短縮)

第 17 条 在学期間の短縮については、規則第 76 条第 6 項に基づき、別に定める。

(試験)

第 18 条 試験は、毎期末又は学年末において本専攻の授業担当教員が行う。ただし、授業担当教員が退職し、又は事故があるときは、研究科委員会が定めた他の教員が行う。

- 2 試験を受けることのできる科目は、所定の履修手続きを行い、かつ試験に関する所定の要件を満たしている授業科目に限る。
- 3 成績評価の基準、評点及び成績評価に対する申し立てについては、別に定める。

(連携協力校)

第 19 条 本専攻は、教育実習その他本専攻の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

- 2 前項に係る連携協力校に関する必要な事項は、別に定める。

第 3 章 成績評価、入学、研究生及び科目等履修生等

(成績評価及び成績評価に対する申し立て)

第 20 条 授業科目及び学位論文の成績の評価は、100 点満点で 60 点以上を合格とし、59 点以下は不合格とする。

- 2 前項の成績を公表する必要がある場合は、秀・優・良・可・不可の標語を用い、それぞれの成績評価基準及び対応する評点を、各教員が定める科目の到達目標に従って次の

ように定める。

秀：科目の到達目標に特に優秀な水準で達している。(評点：90点以上)

優：科目の到達目標に優秀な水準で達している。(評点：89～80点)

良：科目の到達目標に良好な水準で達している。(評点：79～70点)

可：科目の到達目標に必要最低限の水準で達している。(評点：69～60点)

不可：科目の到達目標の必要最低限の水準に達していない。(評点：59点以下)

- 3 成績評価に対する申し立てをすることができる。詳細については別途定める。

(入学の志願)

第21条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第22条 入学志願者の選考は、その志願する専攻を修めるために必要な学力及び能力について行う。

- 2 前項の選考の方法及び時期は、研究科委員会が定める。

(入学手続)

第23条 合格者は、指定の期日までに所定の書類に入学料を添え、入学手続きをしなければならない。

(研究生)

第24条 研究生として入学を志願する者は、所定の願書に研究期間、研究題目及び履歴等を記入し、身体検査書及び検定料を添え、学長に提出しなければならない。

- 2 研究科委員会は、前項の志願者について学力及び能力を検査の上、選考する。
- 3 研究生として合格した者は、所定の期日までに入学料を納付し、入学手続きをしなければならない。
- 4 研究生の在学期間は、6月又は1年とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。
- 5 研究生として入学できる者及びその受入れについては、別に定める。

(科目等履修生)

第25条 科目等履修生として入学できる者は、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

- 2 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修科目及び履歴等を記入し、身体検査書及び検定料を添え、学長に提出しなければならない。
- 3 研究科委員会は、前項の志願者について学力及び能力を検査の上、選考する。
- 4 科目等履修生として合格した者は、所定の期日までに入学料を納付し、入学手続きをしなければならない。
- 5 科目等履修生の在学期間は、6月又は1年とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。
- 6 科目等履修生は、履修した科目について所定の試験を受けて単位を修得することができる。
- 7 研究科長は、科目等履修生が願い出るときは、単位修得証明書又は科目等履修生証明書を交付する。
- 8 科目等履修生の受け入れについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第26条 規則第88条に定める特別聴講学生については、前条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第27条 外国人で本専攻の学生、研究生又は科目等履修生として入学を志願する者については、前条までの規定によるほか、宮崎大学外国人留学生規程により取り扱う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した者に係る本規程第13条第2項の規定については、なお旧教育学研究科の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第13条は、平成16年度以降に入学した学生に適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前から引き続き在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月3日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月6日から施行し、平成28年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前から引き続き在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年6月15日から施行する。

附 則
この規程は、令和3年3月18日から施行する。